

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 23 年度 第 6 回 枚方市 特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成 24 年 2 月 3 日（金） 10 時 00 分から 11 時 50 分から
開 催 場 所	別館 4 階 第 4 委員会室
出 席 者	小野委員、北本委員、竹下委員、谷本委員、田淵委員、福永委員、松葉委員、宮原委員、宮本委員（50 音順）
欠 席 者	中垣委員
案 件 名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、常勤の監査委員、教育長の給料及び退職手当の額のあり方について ・ その他
提出された資料等の名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の報酬等の額について（答申） ・ 答申の考え方
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長等特別職の給料額について 第 2 回審議会で提示した本市一般職の給料の減額率▲5.26%は、平成 16 年から平成 23 年にかけて、年度ごとの増減率の合計である。本来は平成 16 年と平成 23 年を比較し増減率を算定すべきものであることから、その減額率▲5.23%を減額改定の基本として、市長等特別職の給料額を改定する。 ・ 答申書について 答申書の形式は、前書き、答申の趣旨、答申の理由、付帯事項の四項目の構成とする。答申書の記載事項について、改定実施日を 4 月 1 日からとする理由を記載すること、様々な要素を比較検討し、どの要素に比重を置いて決定したかといった審議の経過について、より詳しく記載すること、審議会の所掌事項ではない期末手当についても、今後検討が必要である旨を付帯事項に記載することなどを決定した。 ・ 答申までのスケジュールについて 第 6 回審議会の審議事項をふまえて作成した修正案を、2 月 10 日までに委員の方々に送付し、2 月 13 日の午前中までにご意見をいただく。それをふまえ、最終案を第 7 回審議会（2 月 14 日）で確認し、市長に提出する。 ・ 退職手当について 引き続き審議し、5 月中旬に答申を提出する。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公 表
傍 聴 者 の 数	1 人
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 職員課

審 議 内 容

○**松葉会長** ただ今から、平成 23 年度第 6 回枚方市特別職報酬等審議会を開催いたします。審議の前にまず定足数の確認を事務局からお願いいたします。

○**事務局** 本日は 9 名の委員にご出席いただいております。過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**松葉会長** それでは審議に入っていきます。今回は具体的な答申書について検討することで、これまでの審議から、事務局で作っていただいた答申書の案について、議論していくこととなっています。皆様にお配りしています答申書の案につきまして、事務局から事前に話があるということなのでお願いします。

○**事務局** 今回、市長等特別職の給料額を答申するにあたりまして、本市の部長級以上の一般職職員の平成 16 年度以降の給料の減少額が▲5.26%であるとして、第 2 回の審議会で資料をご提供させていただき、この要素を最も重視し改定額を決定させていただきました。

これは、第 2 回審議会の資料におきまして、この▲5.26%という数値を出させていただいたものですが、これは毎年度の増減率を足し算により求めた結果でございます。ただ、対前年比を足し算した形ですと、実際の増減率とは若干の違いが出るようになります。例えば毎年度 10%の減少率であったとしますと、1 年目は 10%なのですが、2 年目は 80%になるのではなく、90%に対しての 10%の減少率となるので 81%となるのが実際のところでございます。

今回ご審議いただきました趣旨から申しますと、平成 16 年から現在までで一般職職員の給料額がどれだけ下がったかということが本来のところだと思われれます。

そうしたことから、平成 16 年度と平成 23 年度のみを取り出し、比較した場合の減少率は▲5.23%となります。比較という意味では、こちらの数値を使用することが適当と思われれます。

ですので、この▲5.23%で改定した場合の数値といたしまして、答申書の案を作らせていただいております。

委員の皆様につきましては、すでに▲5.26%として、給料額を決定いただいたところですが、▲5.23%に訂正いただきたく、お詫び申しあげますとともに、お願いいたします。

○**松葉会長** 今ご説明があったとおり、改めて平成 16 年度と現在で比較した場合の減少率は▲5.23%となります。前回までのここでの議論は職員の減額を基本とすることでありましたので、▲5.23%が適当と思われるのですが、改めて▲5.23%とした場合、給料額はどのようになるのでしょうか。

○**事務局** 5.23%を採用した場合、結果的に市長、副市長の給料額は変わらないのですが、事業管理者、教育長、常勤の監査委員の給料額がそれぞれ前回お示しいたしました額より、1,000 円高いこととなります。

○**松葉会長** 市長、副市長は 1,000 円切り捨てたことで、結果変わらなかったということですね。

それ以外の職は 1,000 円のプラスということですので。もともとの議論の趣旨からすると、

この5.23%を基本とした額で答申をすることになるかと思いますが、皆さんはよろしいですか。

○委員一同 （異議なし）

○松葉会長 では、▲5.23%から求めた額ということ結論としたいと思います。

では中身の議論に入ります。事務局から答申の案について、説明をお願いしたいと思います。

○事務局 はい。皆様のお手元に答申の案をお配りさせていただいております。前回まで計5回の審議会を開催し、議論を重ねていただきましたが、そこで審議されました内容を踏まえ、答申の案を作成させていただきましたので、ご意見をいただきようお願いたします。

なお、皆様には先ほどご承認いただいたところではありますが、一般職職員の給料の減少率につきましては、▲5.23%とさせていただきましたことを、あらかじめお断りさせていただきます。

（答申案 読み上げ）

○松葉会長 まず、形の話なのですが、平成16年当時の答申とは形が違うのですが、決まったフォーマットがあるという訳ではないのですか。

○事務局 決まったフォーマットというのはございません。今回の案では、鑑の文章に下記のとおりとあり、その下に答申ということとなっておりますが、例えば平成16年の答申ですと、鑑の文章には「答申いたします」とだけあり、内容はすべて別紙に記載しております。

○松葉会長 私の経験からよくある形として申し上げますと、答申というのは「答え」の部分と「その理由」の部分となっております。最初に答申の趣旨という標題で結論、そのあとに答申の理由としてそういう趣旨に至った理由を書く、そして最後に答申全体で付記すべき事項があれば書くというパターンが多いように思います。

感覚的に言いますと、「1. 答申」で始まっていますが、全体が答申書という書類になるのではないかと思いますので、冒頭は「答申書」であると思いますし、「1. 答申」「2. 引き続き審議する事項」となっていますが、引き続き審議する事項というのは、今回の答申から外しますということなので、答申の中に入れるのではなく、冒頭の文書に、諮問において対象とされていた退職手当については引き続き審議することを書くべきだと思います。

「考え方」とありますのは、「答申の理由」となるかと思いますが。あと、その中に審議の開催状況があるのですが、これは「答申の理由」ではないので、別枠で審議会の一覧とともに掲載する形がよいのではと思います。

次に、付帯事項の位置づけなのですが、諮問にあった給料額そのものに関するものではありませんので、理由の中ではなく、第3として付記事項として書くことになるのではないかと思います。つまり、諮問事項ではないのですが、こういったことも大事でないですかといった注記にあたるものになると思います。

あと、理由の中で、期日を4月1日からが適当であるとする理由を書いていません。結論がある以上は、なぜ4月1日とするかの理由を書かなければならないと思います。

また、5.23%という数字と、実際の金額の差について、例えば1,000円未満を切り捨てることなどについても議論をしたと思いますので、これも理由の中に必要だと思います。

皆さんからも意見を出していただきたいと思います。

○**小野委員** フォーマットということで申しますと、審議会の開催状況について色々な多岐にわたる議論がありましたので、開催日の横にどういったことを議論したかを書いたほうが、ご覧になられた方に親切ではないかと思います。

○**宮本委員** 出席者数はいるのではないですか。

○**松葉会長** 議事録には出席された委員の名前が載っておりますが、答申に書くかどうかということではいかがでしょうか。

○**宮本委員** 議事録で公表されているのなら、答申には必要ないですね。

○**福永委員** 付帯事項の期末手当とあるのですが、給料というのは期末手当も含んだ議論としてすべきなのか、期末手当はもともと入らないものなのかをうかがいたいのですが。

○**松葉会長** 私としましては、額のあり方という諮問を受けましたので、答申の冒頭で額のあり方について、審議会ではこのように理解し、今回は金額に絞って議論してきたということをまず書く必要があると思っています。期末手当などの直接諮問を受けたわけではないが、関連したものであることもどこかに書くことが望ましい形と思っています。

○**福永委員** 次以降ですが、退職手当も対象とする訳ですよね。給与というところには期末手当も対象ではないかと思うのですが、そうであれば、期末手当ももう少し明確に書き込んでよいのではないのでしょうか。

○**事務局** 給与と給料について、ご説明いたします。給与を構成するものが給料と諸手当になります。特別職報酬等審議会条例で規定する所掌事項におきましては、給料の額と退職手当の額となっており、本来的に言いますと期末手当の額につきましては所掌事項ではありません。しかし、当然、期末手当についても給料に関連するものとして、これまでご議論いただいていることになると思います。

○**宮本委員** 期末手当について、勤勉手当の支給割合を考慮しているということは、決まっているわけではないのですよね。ということは、給料の額を下げたところで、期末手当で調整するということが可能になってしまうわけですよね。

○**事務局** 支給割合は条例には規定されていますので、議会の議決は必要です。

○**宮本委員** 逃げ道になる恐れがあるのではないかとということで確認しています。審議会の所掌事項ではないのですが、本来は年俸で考えるべきとは思いますが。

○**松葉会長** 外形的なところで、他にご意見はないですか。

○**宮本委員** 市役所でフォーマットの文書は決まっているのではないですか。

○**事務局** いえ、答申書については特に決まっておりません。

○**宮本委員** そうであれば、今、会長が言われたことのほうがわかりやすいと思います。

○**松葉会長** それでは、答申書という形にして、前書きがまずあって、前書きには諮問に対する答申の範囲や、退職手当を継続審議としたことを書き、そして第1で答申の趣旨、第2で答申の理由、これは別紙でもよいと思います。ほかに、付帯事項とある部分なの

ですが、これはターゲットの範囲の問題にも関係するのではありますが、諮問に対する答えではなく、第3として審議会としての意見という形で書くというのがよいのでは、と思います。基本的にはこういった枠組みでよろしいでしょうか。

○委員一同（異議なし）

○松葉会長 内容的な部分に入ります。先ほど改定時期を4月1日とする理由がないので入れるべきと申し上げましたが、入れるとすればどういった理由になりますか。

○事務局 条例事項でございますので、議会の議決を得る必要があります。直近である3月の定例市議会で改正を行った上で、最も早い時期である4月1日から改定することが適当であるといった文言になると思います。

○松葉会長 これは、この時期に急いで集中的に議論してきた趣旨でもあるので、そういった理由付けで趣旨を書き込むということで、皆さんもよろしいでしょうか。

○委員一同（異議なし）

○松葉会長 まず基本的事項についてなのですが。

「減額前の給料額」という表現がありますが、特別措置による減額を行う前ということをもっとわかるように表現をもう少し工夫した方がよいと思います。

○竹下委員 他の団体との比較における特別職給料についてとあり、それぞれの何市中何位といったことが書かれているのですが、これは今回の答申を行ううえで何らかのよりどころとなったのでしょうか。

○松葉会長 給料の額そのものについて一から絶対値を求めるというのは難しいため、他の市や現在の給料額から相対的に比較して給料を決定していくしかないとする中で、他との比較では今の給料額を大きく変動させる要因ではないという意味合いの議論があったと思います。

○竹下委員 例えば人口類似団体との給料の比較で市長は23位、副市長は10位とあるのですが、これを見た場合、市長の給料は少なすぎるのではないかとということとなりますと思いますが、そういった議論はなかったと思いますので、どうかと思うのですが。

○松葉会長 結果的に結論の中で重視したということではないとは思いますが。

○竹下委員 順位まで書かず、「比較を行った」まででとどめておいてもよいのではないかと思います。例えば今回市長の給料を減額した場合、人口類似団体ではさらに順位を下げることとなります。我々としては、それも考慮して金額を下げたということではないと思います。比較を行ったことは確かですが。

○松葉会長 議論では、それぞれの要素がプラス要因であったりマイナス要因であったりといったことをすべて挙げ、分析した上で、審議会としてその中のどの要素を重視すべきかを議論してきたと思います。そして結果として一般職職員の給料の減少を重視したのですが、それを反映しようと思うと、それぞれの要因を挙げて、その中からこれを重視したという過程を記さなければならないと思います。

「審議の経過及び答申の考え方」の項で、「現在の額が決して高くない」とあり、そういった意見もあったのですが、様々な要素から検討する中で、結果的に減額としたという流れとなります。この部分はこの答申の中核となるもので、ここで議論のすべてがきっちり書ききれていれば、その前段として必要なものとなると思います。ただ、何位といったところまで書く必要があるかといったことはあるかもしれません。例えば前

回の答申でもこのような形であったのでしょうか。

○事務局 はい。前回の答申では中核市や特例市といったものはありませんでしたが、大阪府下と人口類似団体につきましては順位を記しております。

○宮本委員 議論に参照したものとして、列挙するだけでよいのではないのでしょうか。市長や副市長はこういった事実をご存知でしょうか。我々審議会はこういった数値を参考にしましたということでもよいのではないのでしょうか。字数が多くなればなるほど趣旨が散漫になってしまいます。文章中には何位といったところまでは必要はないと思います。

○松葉会長 それでは文章では何位といったところまで入れずに、項目ごとに比較したといった形でまとめるということでもよろしいですか。

○宮本委員 趣旨ではないですからね。

○竹下委員 数値などを参考にはしたとは思いますが、個別の順位を参考にしたかといえ、今回は違うと思います。個別に順位を考えれば、例えば上下水道事業管理者はもっと下げればよいといったことにもなってしまいます。各市との職ごとの乖離の資料も示していただきましたが、今回の給料額の決定には一切考慮しなかったと思います。

○松葉会長 考慮しなかったというのは、プラスマイナスの変動要因として考慮しなかったということです。

○竹下委員 そうですね。参考にはしたということです。各市の特別職については市によって上下している市が多いところを枚方市では横並びとしている。本来的には考慮すべきという議論もありましたが、差をつける根拠がないので横並びとしました。それを示す材料とするなら順位を記すのもよいとは思いますが。

○福永委員 私個人的には、そのときの資料を見て決して低い水準ではないと感じたのですが。ですから、仮に減額改定となったとしても、それほど大きく順位を落とすことではないと感じておりました。そういう意味では何位といったものはあまり必要でないと思います。

○宮本委員 給料では低くても、期末手当を算入し、年俸で比較するとあまり低いものではありませんでした。そういう意味でもここでの順位はあまり意味を感じません。

○松葉会長 今のご意見で言いますと、項目は必要とは思いますが、書き方については順位までは必要ないということでもよろしいでしょうか。

○委員一同 (異議なし)

○松葉会長 では、そういう方向で改めるということにしたいと思います。

○福永委員 諮問の本文で「本来の給与の額について」という部分がありますし、年俸からも議論もしてきたことから、期末手当を含む年俸として議論すべきことをどこかに記す必要があると思います。

○松葉会長 先ほど言いました、冒頭で範囲を答える中で給料と退職手当としますが、第3の付記事項の中で、諮問事項にはなっていないが、もともと報酬全体のあり方を審議するという考え方で、期末手当であるとかの年俸全体を視野に入れた中で、検討を要することが課題であることを意見として言うておく必要があると思います。

○宮原委員 諮問では給料とありますが、市長の所信表明では市長等の給与について、「特別報酬等審議会において市民委員を加え、退職手当のあり方も含め早急に」とあります。

市長の思いとしてはあるかもしれません。

○松葉会長 少なくとも付記事項で手当も含めた継続的な議論が必要であることを意見として添えたいと思います。

私が一番気になっているのが審議の過程に関する部分です。基本的事項に書かれているそれぞれについて審議した結果、最終的には市民感覚を重視して減額の方を決め、最終的にどれだけ減額するかとなったときに、職員給料の減少率である 5.23%としたという流れであったのですが、こういったことがわかるように、もう少しすっきり書きたいなと思っています。

○宮原委員 人事院勧告を踏まえた一般職職員の給料改定状況が、社会経済情勢を適格に反映したという表現は入れなければならないものなのではないでしょうか。

○宮本委員 それは、人事院勧告が適当だという趣旨です。

○松葉会長 人事院勧告が適当だから、これを踏まえた改定が適切であるという理論です。

○宮本委員 人事院勧告に問題があると思う部分もあるとは思いますが。

○福永委員 審議会の開催状況を、審議の経過に組み入れ、その中にどのようなことを議論したかを入れることで、審議の状況がもう少し見えてくると思うのですが。議事録を読まないで、例えばこの答申だけを見たときに審議会は回数ばかり多くて中身が薄いものと誤解されないでしょうか。

○竹下委員 それは議事録に詳しいことが書いてあります。

○松葉会長 おっしゃられることはわかるのですが、1回ごとに何をしたかということよりも、全体としてどのような議論の仕方をしたかということだと思います。

議論の過程を示すということで、事務局の解釈はどうですか。

○事務局 第3回の審議会でそれまでの要素ごとに、引き上げか、引き下げか、それとも横ばいかといった方向性をお示しした資料に基づいてご議論いただきましたので、方向性を決定する上で、どの要素を最も重視したのかといったことになると思います。

○松葉会長 審議会としては、要素の一つひとつを意識して、そのうちどの要素をより重視するとしたかの過程をもう少しわかりやすくしていただけたらと思います。

あと、下げる方向になった理由として「市民感覚」という言葉を入れたいと思います。市長が審議会の人選に関して公募委員を加えたということから、市民感覚を重視しましょうという姿勢を出しておられますので、その視点から減額の判断をしたという表現が必要だと思います。

ここで少し今後のスケジュールの議論をしておいて、引き続き中身の議論をしたいと思います。答申案は今日の議論を踏まえて事務局で修正いただきます。次回 14 日の審議会で市長に答申書をお渡しすることを予定していますので、14 日の当日に大きく内容を変えることはできません。そうすると、来週の後半（2月 10 日まで）には皆さんお手元に届くように修正後の案をお送りし、13 日の午前中までには最終の意見を連絡いただく。そして、事務局で修正したものを 14 日にご用意いただくということにしたいと思います。申し訳ないのですが、13 日の最後の修正に関しては私と事務局による調整にご一任いただく……こういった流れでよろしいでしょうか。

○委員一同 （異議なし）

- 松葉会長** もうひとつご相談ですが、退職手当を積み残した形となっております。それ以降のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
- 事務局** 退職手当の規定に関しましても条例事項ですので、議会に諮る必要があります。定例の市議会につきましては、3月の次は6月に開催されますので、遅くとも5月の中旬にはご答申をいただく必要があります。ただし、退職手当につきましては任期の関係で当面は支給がありませんので必ずしも6月ということではなく、その次の定例市議会である9月に提案することも可能かと思えます。
- 松葉会長** 目標としては6月市議会に間に合わせるため5月中旬に答申を出すということでしょうか。
- 委員一同** (異議なし)
- 松葉会長** そうなりますと、3月・4月にはそれぞれ1回ずつ開催し、その議論の状況で5月に2回程度の審議会を開催するようなイメージで考えているのですが、3月・4月のスケジュールを14日には決めたいと思いますので、それまでの間に事務局でアンケートをお願いします。
- では、議論に戻ります。先ほどの給料と給与の関係についてはどこかで書かないと混乱するのではないのでしょうか。
- 事務局** 付帯事項で「審議事項ではないが」というところがございしますが、この部分でももう少し丁寧に説明する形とさせていただく方法等を検討します。
- 竹下委員** 期末手当に関しまして、市長も市長以外も同じ基準になるのですよね。地域手当については国が定めた率を採用しているということでしたよね。
- 事務局** あくまで各自治体で決定するものなのですが、地域手当については概ね国の基準に従っている団体が多いということです。
- 松葉会長** 手当の中にも色々あるのでしょうか。
- 事務局** 市長の場合、期末手当、地域手当、退職手当、通勤手当が支給されます。
- 竹下委員** 地域手当については、毎月の給料にプラスという形でよろしいのですね。期末手当の中には地域手当は含まれないのでしょうか。
- 事務局** 積算の根拠として算入されています。
- 竹下委員** 任意な部分はあるのですか。
- 事務局** 一般職で言うところの役職加算というものがございまして、期末手当は給料と地域手当の合計に役職加算と月数を掛ける形で支給されます。
- 竹下委員** 先に式が作られているから。本俸を変えることで年俸が下がるということだと思っておりますが、それ以外の部分を審議するのですよね。
- 事務局** まず、諮問事項として本来の給料を下げることで一定の割合で期末手当が下がることとなります。そのほかの部分について、算定方法そのものがおかしいのではないかといったご議論をいただくこともあるかと思えます。
- 松葉会長** その議論の中に地域手当についても入れていくことも可能ですよね。
- 事務局** はい。一般職の職員に支給している地域手当を特別職に支給することが本当に適当であるかといった議論もあるとは思いますが。ただ、そういったご意見を受けて事務局ではと考えてくださいといった方法もあると思えます。審議会からこういったことについても考えてくださいといったご意見を頂戴し、これを踏まえて事務局で市民感情

などを考慮し決めていくといったこともあると思います。

○**松葉会長** つまり、付帯事項として、審議会で結論を出すのではなく、市として考えてくださいといった趣旨でもよろしいのですよね。

○**事務局** はい。

○**北本委員** 前にもお聞きしたと思うのですが、市長が100日以上、お休みの日に勤務をされていることについて、手当の支給はないとのことでしたが、全くそれは関係ないということでもよろしいのでしょうか。

○**事務局** はい。給料の中にそれも含むという解釈です。

○**竹下委員** 例えば、企業の経営者における役員報酬と一緒に、24時間その役職であることで決められた給料額をもらっているということと同じです。

○**宮本委員** そうなると、やはり年俸の議論が必要です。

○**松葉会長** あと1点、最初のほうに功労の評価を反映するといったことについての議論があったと思います。しかし市長は任期があり、市民がチェックしているということから、今回はその手法は選択しませんといった結論とした経過があったと思います。こういったことをイメージしている市民の方もいらっしゃるでしょうし、まさに公募で選ばれた委員の方からそういったご意見をいただきましたので、このことについてもこういった視点でも議論をしたということを実際として記す意味でも、答申のどこかに盛り込んでほしいと思います。

では、本日の議論はこのあたりとしたいのですが、委員の皆様でご意見がありましたら、なるべく早くに事務局に連絡していただければと思います。

ほかに事務局から連絡事項はありますか。

○**事務局** お手元に、1月16日及び23日に開催されました第4回、第5回審議会の議事録の(案)をお配りしています。ご確認いただき、訂正箇所などがございましたら、期間が短くて申し訳ありませんが、1週間後の2月10日の金曜日までに事務局までご連絡下さいませよう、よろしくお願い致します。

○**松葉会長** 議事録をホームページにアップするスケジュールはどのようになっていますか。

○**事務局** 現状では第2回まで枚方市のホームページにアップしております。委員の皆さんにご確認をいただきまして、答申をいただく予定であります2月14日までには第5回までの議事録を公開したいと考えております。

○**松葉会長** わかりました。平成23年度第6回枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。

皆様、ありがとうございました。